

# ガイドラインの検討にかかる既存の補助金等の点検（案） （補助金等見直し作業部会による試行）

1 国・大阪府の補助制度を活用する補助金		
補助金の概要	国や大阪府の制度に基づき、市が団体や個人等に補助金を支出した場合に、国や大阪府から一定の割合が市に補助される補助金です。補助対象や補助額等は、国・大阪府が明確に規定しているため市の裁量は少なく、全国・大阪府内において統一的な基準により補助が行われています。	
該当する補助金等の例	茨木市地域密着型サービス施設整備事業補助金、茨木市私立保育所等運営補助金等	
基本的点検に	公益性	国や大阪府で一定の適正化が図られており、公益性は高いと判断できます。
	公平性	全国・大阪府内において統一的な基準で補助団体が選考されており、公平性は高いと判断できます。
	有効性	国や大阪府で一定の適正化が図られており、有効性は高いと判断できます。ただし、広域的な制度であることから、社会経済情勢の変化や各市の個別の事情に柔軟に対応できないことから、市民ニーズに合わないことも考えられます。
適正化の方向性	全国・大阪府内において統一的に実施されているものであることから、基本的に存続が妥当と考えますが、国や大阪府の基準以上に補助をしているものは、個別に見直しを行う必要があります。	
2 補助対象の要件が広く、補助期間が明確に定まっている補助金		
補助金の概要	補助の要件を満たせば市民の誰もが活用でき、2年以上連続して補助を受けることがない補助金です。（2年以上連続して補助を受けることができる補助金でも、補助期間が明確に定まっている場合はこの区分に含みます。）	
該当する補助金等の例	茨木市企業立地促進奨励金、茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金等	
基本的点検に	公益性	個別の補助金ごとに内容は異なりますが、これまで、市として一定の整理は常に行っており、公益性は高いと判断できます。
	公平性	補助の要件を満たせば、誰でも補助金を活用することができることから、公平性は高いと判断できます。
	有効性	個別の補助金ごとに内容は異なりますが、これまで、市として一定の整理は常に行っており、有効性は高いと判断できます。
適正化の方向性	補助目的の達成度や費用対効果等について、今後も引き続き、検証を行う必要があります。	
3 障害者等の当事者団体に対する補助金		
該当する補助金等の例	茨木市社会福祉事業団体補助金、茨木市障害者福祉関係団体補助金等	
補助金の概要	障害者や高齢者等を構成員とする団体への補助金で、会員の自立の支援や、会員間の相互扶助、社会参加の促進に資する活動に対して補助を行っています。	
基本的点検に	公益性	障害者や高齢者等の社会参加の促進は、市の施策として推進しているものであり、また、当事者団体以外ではこうした活動が行われにくいことから、公益性は高いと判断できます。
	公平性	補助対象となる団体が限定されていることや、補助団体間においても補助額に違いがあることから、公平性について検証する必要があります。
	有効性	行政が直接的に支援するよりも、団体が支援するほうが効率的・効果的であることから、有効性は高いと判断できます。ただし、補助対象経費が活動内容に着目した補助金ではないことから、有効性の検証が不十分な場合もあるため、今後、さらに検証する必要があります。
適正化の方向性	当該団体への補助自体は存続することが妥当と考えますが、補助対象団体や補助額等の交付基準について、公平性を図る内容に見直す必要があります。	

4 公的委員が円滑に活動するために当該委員で組織する団体への補助金		
補助金の概要	地域で公的活動を行う委員として、国・大阪府・茨木市から委嘱された委員（人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司）で組織された団体に対する補助金で、当該団体は各委員間の連絡調整、各委員への研修、各種事業等を実施しています。	
該当する補助金等の例	茨木市人権擁護委員会補助金、茨木市社会福祉事業団体補助金(茨木市民生委員児童委員協議会・茨木市保護司会)	
基本的点視点に	公益性	委員の資質向上や活動の円滑化を図ることにより、市民全体の利益につながることから、公益性は高いと判断できます。
	公平性	補助団体間において補助額に違いがあることから、公平性について検証する必要があります。
	有効性	委員の資質向上や活動の円滑化につながっており、有効性は高いと判断できます。ただし、補助対象経費が活動内容に着目した補助金ではないことから、有効性の検証が不十分な場合もあるため、今後、さらに検証する必要があります。
適正化の方向性	当該団体への補助自体は存続することが妥当と考えますが、補助額の交付基準について、公平性を図る内容に見直す必要があります。	
5 市民からの利用料だけでは実施が困難な民間事業者の事業に対する補助金		
補助金の概要	利用料を徴収して独立採算で行うべき民間の事業のうち、利用料だけでは実施が困難な事業、又は市民の利用料を低額に抑える必要がある事業に対して、市が補てんする補助金です。	
該当する補助金等の例	茨木市障害者歯科診療協力施設助成金、茨木市地域バス路線運行事業補助金等	
基本的点視点に	公益性	市場経済では適切な供給が困難な事業に対する補助金であり、公益性は高いと判断できます。
	公平性	補助対象事業者が固定化しているため、新規の事業者が参入することが可能かどうかなど、公平性について検証する必要があります。
	有効性	補助金を交付しない場合、事業の廃止や市民の利用料が高額化につながるため、有効性は高いと判断できます。
適正化の方向性	当該事業が、真に市民福祉の向上につながる事業かどうか点検する必要があります。また、公募制の導入が可能かどうかについても検討する必要があります。	
6 小・中学校区ごとに地域で公益活動を行う団体及びその上部団体に対する補助金		
補助金の概要	市が、小学校区又は中学校区ごとの結成を促している公益活動団体（自治会、公民館、青少年関係団体等）に対する補助金で、当該団体は地域コミュニティの活性化のために不可欠な活動を担っています。	
該当する補助金等の例	茨木市子どもの安全見守り交付金、茨木市公民館区事業補助金等	
基本的点視点に	公益性	地域コミュニティの活性化は市民全体の利益につながるものであり、公益性は高いと判断できます。
	公平性	補助の要件を満たせば、どの団体も同様の補助を受けることができるため、公平性は高いと判断できます。
	有効性	地域コミュニティの活性化につながっており、有効性は高いと判断できます。ただし、補助対象経費が活動内容に着目した補助金ではないことから、有効性の検証が不十分な場合もあるため、今後、さらに検証する必要があります。
適正化の方向性	全ての補助金において、事業活動に着目した補助制度へ転換する必要があります。また、将来的には、より一層の地域コミュニティの活性化のため、地域への一括交付金化も視野に入れる必要があります。	

## 7 小・中学校教職員活動に対する交付金

補助金の概要	地域ごとに特色ある学校づくりや、教職員の資質向上に資する研究活動等を行う市立の小・中学校の教職員に対する交付金です。	
該当する補助金等の例	茨木市立小・中学校特色ある学校づくり推進交付金、茨木市授業づくり推進交付金等	
基本的視点 に 検 点 に	公益性	小・中学校教育の充実を図ることは、児童・生徒はもとより、市民全体の利益につながるものであり、公益性は高いと判断できます。
	公平性	全ての小・中学校に交付されるため、公平性は高いと判断できます。
	有効性	交付金を活用して各学校において特色のある教育・研究活動を行っており、有効性は高いと判断できます。
適正化の方向性	当該交付金は存続することが妥当と考えますが、公金の適正管理の観点から、現金管理・執行管理等の手続きを明確にし、チェック体制を強化する必要があります。	

## 8 市の事務の代替的な事業を行う団体への補助金

補助金の概要	公益上必要とされる業務（市業務の代替等）で、市が直接執行するよりも民間の団体が行ったほうが効率的・効果的である業務を執行している団体への補助金です。	
該当する補助金等の例	茨木市社会福祉協議会補助金、茨木市学校給食会補助金等	
基本的視点 に 検 点 に	公益性	当該補助金の対象事業は、市場経済では供給されない事業であるとともに、市全域を対象としているものであり、公益性は高いと判断できます。
	公平性	当該補助金の事業を担うことができる団体は他に存在しないため、公平性は高いと判断できます。
	有効性	事業効果は高いと判断できますが、市が事務局を担っていたり、補助金を通じて市が団体の経営に関与していることなどにより、公と民との役割分担が不明確な場合があるため、団体の自主・自立を考慮して、さらに有効性について検証する必要があります。
適正化の方向性	団体の自主・自立を考慮したうえで、事業活動に着目した補助制度への転換について、個別の補助金ごとに見直しを行う必要があります。また、市が事務局を担っている団体は、早期に自立することができるよう促していく必要があります。	

## 9 商工業団体が行う事業に対する補助金

補助金の概要	市内の商工業団体が行う中小企業の経営改善や商業活性化を促進する商工業振興事業に対する補助するもので、主に商店街に対する補助金です。	
該当する補助金等の例	茨木市商工業団体補助金(茨木商工会議所)、茨木市商工業振興事業補助金等	
基本的視点 に 検 点 に	公益性	補助金の直接的な利益は中小事業者ですが、商工業の活性化により市民全体の利益につながることから、一定の公益性があると判断できます。また、中小企業基本法において、市は、地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務があると規定されています。
	公平性	商工業団体であれば公平に補助を受けることができますが、結果的に一部の団体からしか申請されない補助金があることや、団体に加入していない中小事業者との公平性について検証する必要があります。
	有効性	商工業の活性化につながっており一定の有効性があると判断できますが、営利の事業者に対して市が支援することについて、一定の整理を行う必要があります。
適正化の方向性	商工業団体へ加入していない中小事業者との公平性、補助事業の効果、一部の団体しか申請されない事業などについて、個別の補助金ごとに検証し、見直しを図る必要があります。	

## 10 農林漁業団体が行う事業に対する補助金

補助金の概要		市内の農林漁業団体が実施する都市と農村の交流活動等の事業や農林漁業の振興事業に対する補助金です。
該当する補助金等の例		茨木市農林業団体交流活動事業等補助金、茨木・ふれあいの森づくり事業補助金等
基本的 点視点 に	公益性	補助金の直接的な利益は農林漁業者ですが、農林漁業の活性化は食料の安定供給や多面的な機能の発揮など、市民全体の利益につながることから、一定の公益性があると判断できます。また、食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法において、市は、地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務があると規定されています。
	公平性	補助の要件を満たす農林漁業団体であれば申請することができますが、結果的に特定の団体からしか申請があがっていないケースもあるため、公平性について検証する必要があります。
	有効性	都市と農村の交流や農林漁業の振興につながっており一定の有効性があると判断できますが、一部効果が明確でない補助金もあるため、有効性についてさらに検証していく必要があります。
適正化の方向性		補助事業の効果や補助対象経費の適正化などについて、個別の補助金ごとに検証し、見直しを図る必要があります。

## 11 社会教育関係団体に対する補助金

補助金の概要		市民が自主的に組織し、継続的・計画的に社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体に対する補助金です。
該当する補助金等の例		茨木市少年少女合唱団、茨木美術協会等
基本的 点視点 に	公益性	社会教育関係団体は、これまで長年にわたり本市の社会教育行政の推進に多大な貢献を果たしてきており一定の公益性は認められますが、より広い市民を対象とした事業となるよう、公益性について検証する必要があります。
	公平性	補助要綱に補助対象団体が明記されており、その他の団体は補助を受けることができないため、公平性について検証する必要があります。
	有効性	継続的な社会教育活動につながっており一定の有効性は認められますが、会員以外の市民への波及効果について検証する必要があります。
適正化の方向性		会員だけが参加する事業ではなく、広く市民に周知して参加を呼びかける公益に資する事業への補助金となるよう検討する必要があります。また、当該団体は市の行事等に無償で協力いただいている場合がありますが、公と民との適切な役割分担や団体の自主・自立の促進を助成し、一定の謝礼の支出についても検討する必要があります。